

地方独立行政法人自治体病院事務責任者会議設立趣意書

これまで自治体病院の多くは、地方公営企業法適用の行政の一部出先機関であり、病院経営の基本である人事・財務については、自治体において事前統制が行われ、組織・職制、職員の任免、人事・給与、勤務条件、労働協約の締結、予算編成、医療設備整備などについても、事業管理者や病院長の権限が大きく制限されてきました。

また、経営責任も曖昧であり、非効率、経営マインドの欠如など「医療」という一つの目的を共有する組織とは言い難い行政との混在組織でもありました。

しかし、平成15年8月の地方独立行政法人法の成立・制定により、自治体病院においても独立行政法人化の議論が活発化するとともに、翌年4月の法施行により、病院として「医療の質の向上」と「健全経営」という明確な目的を達成するため、医療環境の変化に柔軟かつスピード感を持って対応できる運営を行い、安全・安心な医療の提供や患者満足度の向上など、地域の中で住民から信頼される病院づくりに向けて、格段に取り組みやすい組織・体制を確立することが可能になりました。

この結果、平成17年4月を皮切りに本年4月1日現在、51の自治体において独法立の病院・医療センターが設立され、各自治体から示された目標を達成するため、民間の経営手法を導入するなど、創意工夫しながら自主性と透明性を持って病院運営に取り組んでおられます。

この独法のメリットを最大限発揮しつつ、更なる地域医療の発展を図ることを目的として、政策医療の推進、質の高い医療の提供、健全経営の確保、医療安全の徹底など、各病院が抱える様々な課題について実務担当責任者レベルで協議・検討するため、ここに「地方独立行政法人自治体病院事務責任者会議」を設立しようとするものです。

私たちは、本会での情報交換を通して会員相互の理解を図り、切磋琢磨して自己決定・自己責任による病院改革に努め、地方独立行政法人の病院として更に進化し、時代の要請に応え、地域に貢献することが社会的使命であると確信しています。

2019年4月1日

設立発起人 広島市立病院機構広島市立安佐市民病院 病院長 平林 直樹
広島市立病院機構広島市立安佐市民病院 事務長 濱田 祐二
那覇市立病院 事務局長 砂川 敦
奈良県立病院機構 法人理事 村田 庄司